

騒音規制法に基づく地域の指定及び基準

- 1 騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の規定により特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域

五所川原市の区域のうち別紙図面に区画した第1種区域、第2種区域及び第3種区域とし、その区域の区分は次のとおりとする。

第1種区域・・・良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域

（五所川原市の区域のうち、都市計画法第8条第1項第1号に掲げる、第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域として定められた区域）

第2種区域・・・住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

（五所川原市の区域のうち、都市計画法第8条第1項第1号に掲げる、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域及び第2種住居地域として定められた区域）

第3種区域・・・住居の用にあわせて商業、工業等の要に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、騒音の発生を防止する必要がある区域

（五所川原市の区域のうち、都市計画法第8条第1項第1号に掲げる、近隣商業地域及び商業地域として定められた区域）

- 2 騒音規制法第4条第1項の規定により同地域の特定工場等において発生する騒音の規制基準

次の表のとおりとする。

ただし、同表に掲げる第2種区域又は第3種区域の区域内に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園並びに介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第25項に規定する介護老人保健施設の敷地の周囲50メートルの区域内における騒音の基準は、同表に定める値から5デシベルを減じ

た値とする。

| 時間の区分 区域の区分 | 昼間 | 朝・夕 | 夜間 |
|----------------|--------|--------|--------|
| 第1種区域 | 50デシベル | 45デシベル | 45デシベル |
| 第2種区域 | 55デシベル | 50デシベル | 45デシベル |
| 第3種区域 | 65デシベル | 60デシベル | 50デシベル |

備考

- 1 第1種区域、第2種区域及び第3種区域とは、それぞれ次に掲げる区域をいう。
 - (1) 第1種区域 別紙の図面に区画した第1種区域
 - (2) 第2種区域 別紙の図面に区画した第2種区域
 - (3) 第3種区域 別紙の図面に区画した第3種区域
- 2 昼間、朝、夕及び夜間とは、それぞれ次に掲げる時間をいう。
 - (1) 昼間 午前8時から午後7時まで
 - (2) 朝 午前6時から午前8時まで
 - (3) 夕 午後7時から午後9時まで
 - (4) 夜間 午後9時から翌日の午前6時まで
- 3 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年11月27日厚生省、建設省告示第1号。以下「特定建設作業騒音に係る基準」という。）別表第1号の区域の指定

五所川原市の区域のうち別紙図面に区画した特定建設作業騒音に係る基準別表第1号の区域

（第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域）

- 4 騒音規制法第17条第1項に規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（平成12年総理府令第15号。以下「自動車騒音の限度を定める省令」という。）別表の備考の規定により定めたa区域等の区域

a 区域・・・専ら住居の用に供される区域

（五所川原市の区域のうち、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域）

b 区域・・・主として住居の用に供される区域

(五所川原市の区域のうち、第1種住居地域及び第2種住居地域)

c 区域・・・相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供されている区域

(五所川原市の区域のうち、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域)

五所川原市騒音規制地域図

